質問項目予定表

議会事務局作成

一　般　質　問　　三　月　三　日（水）　　④　中　村　議　員

区　分	項　目	内　容　等	答弁者
一．経済問題について	１．同左	（１）新政権が今後も続ける「事業仕分け」という手法についてどう評価しているか伺う。	知事
		（２）新政権の「直接支援型」政策は効果を上げることができるか所見を伺う。	知事
二．地方分権について	１．同左	（１）都道府県の存在意義を明確にする必要があるが、今後のあり方・方向性をどのように考えているか伺う。	知事
		（２）新政権の地域主権確立の手法は、政府で一方的に決め地方へ事務を押しつける前政権以上にラディカルで集権的だが、こうした新政権の地方構造改革についてどう考えるか伺う。	知事
		（３）法定された国と地方の協議の場は独自の事務局を持つべきで、国の府省に任せるべきではなく、自治体側からも人員を出向させなければならないが、どのように認識しているか伺う。	政策企画局長
		（４）法制化は自治体の国政参加の観点から極めて重要な意義を持つが、それが適切に機能していくには課題もあり、地方も自己改革が求められるが、どう認識しているか伺う。	政策企画局長
三．農業問題について	１．同左	（１）産業政策的ベクトルと農業の外部経済を重んじる地域政策的ベクトルという日本農業の持つ二面性とそのバランスについてどう考えるか伺う。	知事
		（２）構造政策の推進という観点から、この度の農政転換をどのように評価しているか伺う。	知事
		（３）新しい制度に対し、島根県としてどう向き合っていくのか伺う。	農林水産部長
		（４）本県農業への企業等の参入をさらに推進する強力な行動が必要であり、かつて「企業参入促進センター」から始まった活動が益々肝要と考えるが、所見を伺う。	農林水産部長
四．医療の県外連携について	１．同左	（１）益田赤十字病院の脳神経外科医の浜田医療センターへの配置転換について翻意すべきだが所見を伺う。	健康福祉部長
		（２）益田赤十字病院脳神経外科閉鎖に伴う県外病院との連携について、県の力が必要であると思うが、どう対処するのか伺う。	健康福祉部長

この質問項目予定表は議会事務局において質問をされる議員の同意を得て作成しています。 なお、この質問項目等は予定ですので、質問内容・順序・答弁者等について変更になることもありますのであらかじめご承知ください。

平成 22 年
2 月定例会

一般質問及び答弁・全文

経済問題について
地方分権について
農業問題について
医療問題について

【質　　問】

【経済問題について】

新政権は、新年度予算、“コンクリートから人”へということで公共事業費18.3%削減を決めました。その経済政策の基本方向ははっきりしており、これまでの公共事業を中心とした間接支援型から、子ども手当てや高校教育費無償化、農家への戸別所得補償などで家計を直接支援し、国民消費の底上げを図って、景気回復に努めたいということであろうと思います。

国の富を図る方法に国民経済計算があります。その中に政府支出というのがあります。いま、企業・家計の民間消費支出が低迷する中、国の富の底上げのため、この政府支出が大変重要なポイントを握っています。

勿論、国・地方とも厳しい財政状況が続く中、なんでもかんでもばら撒けばよいというものではありません。財政支出をする以上、効果が求められて当然で、今は効果的な政府支出が肝心なときです。

国民の 7 割が喝采した「事業仕分け」でした。しかし、“効率的か”、“無駄ではないか”ということだけで、削るばかりの発想が中心であったように思います。そこには、“この事業を活かして効果を上げるにはどうしたらよいか”、というような議論はほとんどありませんでした。政府支出が大切なときそれがなかったのは残念です。

知事、この点から、新政権が今後も続ける「事業仕分け」という手法についてどう評価されていますか、改めて伺います。

また家計支出について、「質素・倹約」という生活の心得が昔からあります。日本人の美徳です。
消費者は、生活が厳しいのでなるべくお金を使わないようにする、したがって物が売れないから売り手は値段を下げる、しかし、先行き不安や見通しが立たないから、ここは質素・倹約ということで、ますます買わない、ますます貯める、また売れなくなる、という悪循環・デフレスパイラルが続いています。
こうした中、消費者心理を考えたとき、果たして、その懐の紐がゆるくなり狙い通り国民の消費活動が活発になるか。
景気対策としては、家計支援よりも公共事業の方が即効性に長けるという見解もあります。新政権の「直接支援型」政策は効果を上げることができるか、知事、所見をお聞かせ下さい。

【地方分権について】

さて、地方分権改革推進委員会は、昨年 11 月最終勧告を行い発足から実質 2 年半でその役割を終えました。
勧告のうち補助対象財産の処分の弾力化は、省庁横断的に運用改善事項として既に実現しました。
今後、事務権限の都道府県から市町村への移譲、道路、河川など直轄事業の都道府県移管を含む重点行政分野の抜本見直し、国の出先機関の見直し、膨大な数の義務付け・枠付けの見直し、地方財政に関する第 4 次勧告の「当面の課題」や「中長期の課題」の実現は、新政権の「地域主権戦略会議」にその舞台が移ります。
しかし、地方側が要求した 104 条項の義務付けの見直し要望に対し 36 条項しか載せられなかった「地方分権推進計画」は期待はずれ。その改革手法と併せこの夏の「地域主権戦略大綱」の策定を懸念しているところです。

まず、都道府県のあり方について伺います。ご承知のようにわが国は都道府県と市町村の二層制度を採用し、その中で、市町村は基礎的自治体として都道府県が処理するものを除き「地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる」事務を処理し、一方、都道府県は市町村を包括する広域の地方公共団体として「地域における事務及びその他事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる」事務のうち「広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整」に係るもの及び「その規模又は性質において市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理

する」とされ、市町村の存在を前提に事務処理を行うとしています。

また国と地方との関係で言えば、地方の行う事務は、補完性の原理に基づいて、まずは市町村が処理することを想定し、それが困難な場合都道府県が、都道府県で困難な場合国が処理することを想定しています。このように都道府県の事務は市町村の区域や事務処理能力如何で変動することが想定され、その地位や存在はさほど安定的なものでなく、市町村のあり方によって変容することが宿命づけられています。

かつて国の出先機関的存在であり基礎自治体を指導監督する立場にあった都道府県は、先の分権改革による機関委任事務制度の廃止によってその役割はなくなり、現在基礎自治体と対等・協力の立場で地方の事務を所掌し合う存在となり、広域自治体としての存在意義や役割、機能が改めて問い直されています。市町村合併の進展によるその数の減少や基礎自治体の役割の増大、規模・能力の拡大もそのことを後押ししています。

これまで、その役割や存在はアプリオリに自明のものとして考えられてきた都道府県です。しかし今、自らその存在根拠を明確にする必要があります。知事には、今後のその有り方・方向性をどのように考えておられますか、お聞かせ下さい。

次に、新政権は、昨年の「政策集」で、「地域主権」確立のため、「住民に一番身近な基礎的自治体を重視した分権改革を推進し、中央集権制度を抜本的に改め」、「基礎的自治体については、その能力や規模に応じて、生活に関わる行政サービスをはじめ、対応可能なすべての事務事業の権限と財源を、国および都道府県から大幅に移譲」するとし、今後の改革を基礎的自治体に優先・集中し「権限の移譲に並行する形で、…… 基礎的自治体の規模や能力の拡大を目指」す、としています。再度の市町村合併が想定されています。

一方、都道府県は、こうした地方構造改革を進める中、広域自治体として「当面の 5～10 年間」は現行の枠組みを維持し、その役割は基礎的自治体が担いえない事務を担い、その他「産業振興、災害対応、河川、基礎的自治体間の調整などに限定」し、さらにこれから迷走しますが、一旦「都道府県等が効率的な運営を図ることなどを目的として、現行制度を前提とする広域連合や合併の実施、将来的な道州制の導入も検討して」いくとしています。

そして「その後も基礎的自治体の規模や能力の拡大、広域自治体の役割の整理をさらに図り、将来的には、多様性のある基礎的自治体を重視した地域主権国家を目指す」とし、2009 年 4 月の「分権調査会」報告にあるように、都道府県の役割を 2 分の 1 から 3 分の 1 に減らし、700 から 800 へと強化された基礎的自治体に権限移譲し、最終的には 300 基礎自治体、一層制の地方行政体

制を目指しているようです。
　加えて、「マニフェスト」では、行政刷新会議で「全ての事務事業を整理し、基礎的自治体が対応可能な事務事業の権限と財源を大幅に移譲する」とし、まず国の裁量で事務事業を切り分け地方へ配分するとしています。つまり、新政権の「地域主権」確立の手法は、政府で一方的に決め地方へ事務を押しつける前政権以上にラディカルで集権的、一層制の行政体制の追及と併せ、新自由主義以外のなに物でもありません。こうした新政権の地方構造改革についてどう考えられますか、知事、お聞かせ下さい。

　次に、昨年の総選挙では民主党・自民党ともにマニフェストで「国と地方の協議の場の法制化」を謳いました。選挙目当てという面も大いにありましたが、地方の要望が実ったということで評価したいと思います。目下、その法案提出に向け大詰めの作業が行われています。しかし、そこには課題が二つあるように感じています。

　ひとつは、今後その「協議の場」に諮って定められるということですが、事務局体制の問題です。この点、例えば、地方分権改革推進委員会の事務局は内閣府地方分権推進室に発令されました。
　ところで、その勧告内容について内閣に尊重義務はありませんでした。つまり、委員会は勧告内容について関係省庁と調整しないで勧告しうる一方、政府は未調整の勧告をその判断・裁量で取捨選択することができます。
　そのため、事務局は、委員会事務局として関係省庁が同意しなくともあるべき改革内容を打ち出すよう振舞うのか、内閣府地方分権推進室として政府が対応しやすくなるよう勧告内容をできるだけ穏当なものにしようとするのか二律背反の課題を背負い、決して旨く機能したとは言えません。
　新政権は「協議の場」の事務局を内閣府もしくは総務省に発令すると推測されます。しかし、これまでは国の問題でした。これからは国対地方の問題です。
　既存の勧告の実現に加え、今後も国の新たな地方に係る立法措置が続く中、法定された「協議の場」は独自の事務局を持つべきです。国のどこかの府省に任せるべきではありません。勿論、自治体側からも人員を出向させなければなりません。この点、執行部はどのように認識されておられますか、伺います。

　ふたつは、地方側の問題です。法定化された「協議の場」では、自治体側も地方自治制度や個別政策課題に関して国政に地方の意見を反映させる以上全国的な視点を構築しなければなりません。この点、自治体側はその主張や意見を一旦止揚する必要があります。

しかし、一口に地方団体と言っても 1800 余りがそれぞれ独立した意思を持ち、都道府県間、都道府県と政令市・中核市、都道府県と市町村、市町村間等々利害が衝突することもあります。協議の機会が広がること自体は歓迎ですが、それが法定化されそこに何らかの法的意思決定機能が負荷されるとなれば、制度設計には慎重にならざるを得ません。

ここは自治体側の意見・主張を調整する仕組みが必要です。ひとつは個別自治体が地方 6 団体に意見を提言していくための仕組み、ふたつは地方 6 団体そのものをまとめる仕組みです。

いずれにせよ、その法制化は、自治体の国政参加の観点から極めて重要な意義を持ちますが、それが適切に機能していくには課題もあり、地方も自己改革が求められます。この点、島根県はどう認識されていますか、伺います。

【農業問題について】

次に、食料・農業・農村基本法の下、この国の農業は産業政策的ベクトルと農業の外部経済を重んじる地域政策的ベクトルというふたつの異なる方向へのシフトが求められているように思います。

勿論、ふたつの方向を目指す政策に時にトレードオフが生じるであろうことを考えれば、望ましい食料・農業・農村政策を見出すことはそれほど簡単ではありません。

しかし、簡単でないといっても産業政策の現状が充分かといえばそうともいえません。また、農業・農村の非市場的要素を保全する措置が万全であるかといえば、これまた耕作放棄地やコミュニティの崩壊などそういうわけでもありません。

そういう点では、わが国の農政は市場化と非市場的要素のバランスを云々する以前の状態にあるといえなくもありません。にもかかわらず、この国の農業は、本質的にこのふたつの方向のバランスの上にのみ成立するよう感じています。

ところで、わが国農業は、国際競争力の点で比較劣位にあり、稲作の平均規模も 1ha 程度、国内生産のコストと国際的なそれとの差は 5 倍とも 10 倍ともいわれています。そして、そのコスト・差額は、消費者としてまた納税者として国民が負担しています。

けれども問題は、日本の稲作等の平均規模が拡大し生産コストが下がったとしても、内外価格差は永遠に解消されないという冷厳な現実があるということ

です。したがって、内外価格差の残る産業は何らかの保護をしなければなりません。
　そのため、それが食料安全保障のためであれ多面的機能保持のためであれ、また「消費者負担型」であるべきか「財政負担型」であるべきかの議論はあっても、国民負担は避けられません。
　しかしながらまた、その維持のためのコストは、内外価格差が完全に解消されないとしても、規模拡大等を通じて国際価格との差を圧縮することはできるはずです。つまり保護の費用にはなお削減の余地があるわけで、内外価格差縮減に向けての政策課題がもっとグローズアップされてもよいと感じています。それは産業政策・構造政策の一層の推進と言い換えてもよいのかもしれません。こうした日本農業の持つ二面性とそのバランスについてどう考えられますか、知事。

　また、別の見地からすれば、自家消費のためのそれは別として農業は経済行為です。それを考えた時、市場、といっても様々ですが、しかしそれへの対応は避けられません。
　様々な市場に対応できる農業をつくっていく、そのための農業の構造政策はやはり必要です。
　WTO や FTA あるいは食の多様化を考えればなお一層です。新自由主義的政策であるかどうかは別にして、農業に構造政策が求められます。
　これは、産業間の所得均衡といった当時との問題意識の違いはあっても、「農業の選択的拡大」や「自立経営農家の創設」を主張した旧基本法農政の時代からの宿題でもあります。

　そうした中、昨年は、この国の農業あるいは島根の農業にとって大きなふたつの出来事がありました。ひとつは農家への戸別所得補償制度の導入、ひとつは前政権下での農地法改正でした。

　先進国の農業政策は、大きな流れとして、農産物の価格を支持する政策から政府が農業者に直接支払いを行う政策へ転換しつつあります。これは、政策に伴うコストの多くを消費者が負担するタイプの政策から納税者が負担するタイプの政策への移行であり、「消費者負担型」農政から「納税者負担型」農政への転換です。この面では、前政権の経営安定対策も新政権の戸別所得補償も納税者負担型政策であり共通しています。
　問題は、納税者負担のもと農政に投じられた財源が生産側の担い手確保・育成などの充実・強化となり、一方で消費者利益につながる好循環を生むか否か

です。納税者であり消費者でもある国民にそっぽを向かれる政策であれば早晩消えてなくなります。そこには明確な政策理念と透明性あるルールそしてターゲットの絞り込みが必要で、今回の一連の戸別所得補償制度にそれが見られないのは残念です。

農産物自由化の進展を踏まえ規模拡大し市場にある程度対応できる農業をつくることの是非、生産調整という大きな問題の整理、水田農業の持続的な担い手の形成、これまで規模拡大を進めてきた農業者のことを考えると、たとえ“選別政策”だと言われても、やはり事業のターゲットはある程度は絞るべきであったのではないかと思います。そういう点では、今回の農政転換は旧基本法時代の自民党農政に先祖返りしたと言っていいかもしれません。

問題は、この制度と新農地法の関係です。片や新農地法のもと農業の規模拡大、農地の利用集積を図り、片や今回の制度で零細分散錯圃と現状の農業を維持する。まさに片方でアクセルを踏んで片方でブレーキを踏むといった表現がぴったりです。知事、構造政策の推進という観点から、この度の農政転換をどのように評価していますか、伺います。

また、構造政策からしたとき、現在、日本農業にはふたつ課題があるように思います。ひとつは、農地の流動化であり意欲ある担い手に農地を集積することです。そのための時間はそれほど多く残されているわけではありません。土地利用型農業の担い手は急速に高齢化しており、担い手を確保するためフルタイムの経営者がその情熱を注ぐにたる農業の確立が急務です。

もうひとつの課題は、農業に対する参入障壁です。今農業の体力強化を図るとすれば、様々な業種からの農業への参入や農業と異業種の提携が必要です。そこにはなおいくつか規制が立ちはだかっていました。

昨年 12 月施行された新しい農地法は、勿論株式会社に土地の所有権は認めていません。しかし、株式会社等への利用権設定の拡大や農地利用集積円滑化事業の導入によってこうした課題に応えようとするもので、意義があったと思っています。

そうした中、新政権は、農家への戸別所得補償制度をはじめます。小規模・零細農家も含め農業者が国民への食料の安定供給や多面的機能の維持という重要な役割を担っていることを評価し、「水田利活用自給力向上事業」と「米戸別所得補償事業」という形でスタートするのはご承知の通りです。

すでに昨年から、制度が実施されるのを見越して 15000 円の定額補償では生産コストの高い中山間地は不利であるとか、「水田利活用自給力向上事業」がこれまでの「産地確立交付金」に比べ交付単価が下がった等々課題が指摘され、

対策も講じられつつあります。

新制度が導入される以上、問題点の解決やそれへ向けての要望は当然であるとしても、しかし、この制度の最大の問題は、農水省も論点整理しているように、主業農家のいない水田集落が国全体の半分を占める中、制度に参加する農家の太宗が準主業農家、副業的農家あるいは兼業農家、小規模・零細農家であるということです。

つまり、現状追認。新政権は岩盤対策だといっていますが、これでは水田農業の構造政策にはなり得ないように思っています。また「本制度の実施に伴い小規模販売農家においても生産費が補償されることから、新たな組織化の推進が阻害されることが想定され」と本県も懸念しているように、集落営農の組織化や担い手へ農地の集積も進まなくなる恐れもあります。

前政権の減反政策は、生産調整・減反に参加する農家に減反した面積だけについて、いわゆる転作奨励金という形で補助金を支払うことでした。

しかし、今回の戸別所得補償は、建て前では減反に参加することを各農家の判断としながら、一方で生産調整に参加しなくとも「水田利活用自給力向上対策事業」で減反助成金を交付し、同時に生産調整を守って米を作る農家に対し、減反した面積以外のコメを作付けした面積について、その生産にかかる費用と販売価格との差を補填するもので、要するに減反参加農家は2度にわたって補助金を受け取ることになり、これでこの制度に参加しない人はよほどの仁徳者です。

日本農業新聞は、今回の農政転換に対する評価が農業者全体で二分され、なかでも経営規模が大きくなる農業者ほど厳しくなる傾向にあり、集落営農組織や生産法人はさらに厳しく、“担い手から、非担い手重視”だとの批判や不満が上がっている、と報じています。

“兼業農家は、このままでは、農地を手放すどころか補助金目当てに主業農家に貸していた農地をどんどん貸しはがすことにもなりかねない。実際、貸しはがしはすでに一部地域で起きているようだ”。

“農業で生計を立てている主業農家の経営規模はますます縮小し、兼業農家を含め稲作経営はいっそう零細となり、生産費は上がっていく。そうすれば、上がる生産費と下がる米価の差を支払う戸別所得補償の金額はどんどん増える。納税者からすれば、消費者負担と合わせ二重の負担を背負わされることなるわけで、これほど酷い話はない”。こうした議論が喧しく行われています。

いずれにせよ、新しい制度に対し、島根県としてどう向き合っていかれますか、農林水産部長、伺います。

さて、昨年 12 月、農地の確保と有効利用の促進を狙いとした新しい農地法が施行されました。所有しているより現実に利用する方が大切だということで、農地の利用を基本とする制度へ大きな転換を図っています。次に企業等の農業参入について伺います。

今回の改正でも株式会社等による農地の所有権取得は認められませんでした。株式会社に対し農地の所有権取得を認めないのは、それが持つ利益追求的性格の下、一旦所有権移転をすると、農業的利用をしなくなった場合でも、物を直接支配するというその物権的性格によって、農業的利用を回復させることができなくなってしまうという懸念があるからで、ある意味当然です。

一方、利用権であれば、その権原は契約によって生まれ、不都合があれば債務不履行として貸付人が契約解除することで問題の解決ができます。また貸付人が契約解除しない場合、許可権者が新たに許可を取り消さなければならないこととされました。

そして、農地の利用権を取得できる者、利用権設定が認められる資格者の範囲について、これまで個人の場合常時従事者が存在することや法人の場合農業生産法人であることという要件を課し農地の権利取得資格者を制限していましたが、今後この要件は課さないということになり、利用権設定資格者の範囲が広がりました。

もちろんこれは賃貸借が自由になったということではなく、利用権の設定そのものには相変わらず許可は必要です。しかし、これによって株式会社やＮＰＯ等の潜在的利用可能者を増やし、農地面積に対して現実の利用者の方が少ないという現状を改善しようとしているようです。

因みに、許可要件については「農地等のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合」に加え、「農地の集団化、農作業の効率化その他周辺地域の農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずるおそれが認められる場合」等の要件が追加され、農業的利用をするか否か疑念のある者、地域農業と調和しない者、農業に取り組む体制の不十分な者の参入を入口の段階で拒絶することが可能となり規制も強化されました。

東京大学の生源寺真一教授は、「島根県は企業の農業参入の先進県である」とし、「2002 年には『企業参入促進センター』が設置されており、2004 年度末までに 30 の企業が参入している。多くは建設業であり、この他にも造園業や食品産業のように農業と親和性のある業種からの参入が目立つ」。

今後、益々、参入企業同士の横の連携が取られ、企業間のネットワークが形成され、新たな参入を受け入れる土壌をつくって行かなければならない。そうした中で「公的な支援組織として企業参入促進センターがあることも心強い。

農協などと縁の薄い新規参入者にとって、農産物市場の動向や農業に関する制度改正の動静など、生きた情報をいち早くキャッチできるネットワークは実にありがたい存在である」としています。

確かに、企業の農業参入は最初からバラ色と保証されているわけではありません。そもそも農業の収益性はそれほど高いものでなく、既存の農家と同じ取り組みであればベテラン農家に伍していくことは難しい。しかし建設業と農業の融合や食品産業と農業の融合に活路を見出すとき、企業の農業参入は既存農業者にはない強みを発揮することができます。

そこで、本県農業への企業等の参入をさらに推進する強力な行動が必要です。そのため、かつて「企業参入促進センター」からはじまった、そうした活動が益々肝要と考えます。この点いかにお考えか、農林水産部長、伺います。

【医療問題について】

最後に、石西の医療と県外連携について伺います。

益田赤十字病院の昨年の脳神経外科「退院患者統計」によりますと 189 名の方々が利用され退院されました。うち津和野町は 30 名です。

しかし、今月末、脳神経外科は閉鎖。石西の「くも膜下出血」、「脳梗塞」、「脳腫瘍」等々の手術は、今後、浜田医療センターに委ねられます。

今回もまた大学の事情とはいえ残念です。しかしたとえ配置転換されても脳神経内科医の不在等同センターの体制は不十分、また日赤応援のため時間外受診をなくそうと市民の努力が実り二次医療圏中核病院として頑張っている中、釈然としません。加えて鹿足から浜田へは行けません。この度の措置、翻意するのが自然です。どうですか、健康福祉部長。

そうした中、現在、この脳神経外科を含め鹿足の県外病院との連携は掛かりつけ医や勤務医の皆さんの個人的な関係で行われています。この度の措置、翻意すべきですが、しかし、もし実施されればそれだけでは済みません。県の力が必要です。どう対処されますか、部長、最後に伺います。

【答　弁】

【知事】

中村議員の御質問にお答えを申し上げます。

最初は、昨年末の予算編成の中で採用されました事業仕分けの手法についての評価であります。

この事業仕分けにつきましては、賛否両論があるように思います。

１つは、事業仕分けについてメディア等を通じまして現場のやりとり等が報道されたりしまして、それによりまして予算に対する国民の関心を高めることになったということ、あるいは税金の使途などが透明化されたっていいますか、国民の方々にもよくわかるようになったと、あるいは中央の官庁の意識の改革を迫る効果もあったというような意見があったように思いますし、他方で仕分けの対象となる事業の選定だとか、あるいは仕分けをする際の基準といったようなものが不明確であったんではないかというような意見、あるいは仕分け人の選定によって仕分けも変わり得るわけでありますけども、どういう選定で行われたのかとか、あるいは決定する過程で中央官庁以外にも直接の利害者が、例えば地方公共団体でありますとか、いろんな方々がおられるわけですけども、そういうところの意見を十分聞いてないんではないかといったような批判もあったわけであります。それからまた、議員御指摘のようにどのようにしたら効果の上がる効率的な事業執行になるのかといったような観点からも議論が必要だったと、私も思うわけであります。

したがいまして、この手法が今後の予算編成においても、引き続き用いられるということでありますと、これまで出てるいろいろな意見、批判を十分吟味をされまして、さらにいろんな事業仕分けによって直接的な影響を受ける人々、あるいは地方の声などもよく聞いた上で判断をする仕組みっていうのが必要ではないかというふうに思うところであります。

それから、今回の新政権の予算編成では、直接支援型の施策が新たに導入をされたと、それに関連して御質問がありました。

今回の予算編成におきましては、コンクリートから人へという考え方にも立ちまして、公共事業を削減し、子ども手当あるいは高校授業料の無償など、家計への直接支援を重視をされた予算編成をされたわけであります。これはマニフェストに沿ったものであり、政党として、あるいは政権をとられた政党としての考えで施行しているわけであります。

他方で、そういう意味で景気対策とは直接の関係はないわけですが、景気対策の観点から見ますと、公共事業は、いわば将来にわたってたくさん事業が残っているような場合、日本なんかそうでありますけども、景気の状況に応じてそういうものを前倒しをするとかによって、景気調整の社会資本整備を景気調整の役割を担わすことができるといったメリットがあるわけであります。

それから、需要の創出も事業を行おうということで直接的に効果が出てくる。しかし、事業は長い間かかってまいりますから、すぐに出てくるわけでもないわけでありますけども、そういうことであります、そういう特徴があるということであります。

他方で、直接支援型と議員は定義づけられたわけでありますけども、これは個人の可処分所得の増加によって個人消費を押し上げるという効果を持つとされておりますが、景気の先行きに不安があるような場合には消費に回らず、貯蓄に回って事業創出効果は期待されたほど大きくならない可能性もあるといったこと、あるいはこうしたものは制度として導入をされますと、景気対策のように景気がよくなったからやめるというわけにいかないわけでありまして、そういうことで財源の手当てを長期的にどうするかという問題もあるというような指摘もあるわけであります。

いずれにしましても、こうした政府の施策、政策は景気対策としてのみ導入されたわけではないわけでありますから、その評価を景気対策の面からだけするということは適当でなかろうというふうに私は思っております、景気対策は景気対策として考えるべきだろうと思いますけども。

いずれにしましても、内外の経済情勢は依然として厳しいわけでありますし、先行きも不確かであるわけでありますから、政府におかれましては、引き続き地方の状況、産業界の状況などをよく注視をされまして、機動的な経済財政運営を行っていくよう要望する次第でございます。

それから、これから地方分権が進んでいくと、これまである意味で当然のような存在であった都道府県の存在意義、レーゾンデートルとおっしゃったわけですけども、そういうものを明確にする必要があるんじゃないかと、あり方をどう考えるかという質問でありますが、一般論として申し上げますと、地方行政の受ける都道府県の役割は、県全体に係るような広域的な事務、あるいは市

町村をまたがる広域的な事務について連絡調整をする事務、あるいは市町村の事務の補完事務を担うとされておるわけであります。

今後、地方分権が進んでいく中で、住民に一番身近な基礎的自治体の市町村の役割は拡大をするでしょうが、同時に市町村を抱合する広域自治体としての県の役割も大きくなると、つまり全体として国から業務が来れば、市町村も役割はふえますけども、それを抱合する県の役割も総体的にふえていくだろうというふうに見られるわけであります。

また、そういう意味で言えば、例えば地域医療の確保といったようなことになりますと、現実に今は市町村の枠組みを超えていろんな対策をとらなければならないということであります。県もそういう中で対応しなければならない、そういう役割がふえていくだろうと思います。あるいは産業振興などもそうであります。それから、社会資本整備につきましても、市町村を超える課題につきましては、県の事業としてやっていく必要があるわけであります。こうしたものは余り変わらないと申しますか、むしろ広域的な取り組みが重要になることもかなりあるだろうという気がするわけであります。

いずれにしましても、県と市町村、いわば車の両輪というような形で役割を分担して、より連携を深めて、協力を深めていく必要があると考えております。

それから、新政権の地域主権確立の手法は政府で一方的に決めて、地方に事務を押しつける前政権以上にラディカルで集権的だと考えるけども、こうした問題についてどう考えるかという御質問でございました。

政府は、地域主権戦略会議という場を設けまして、行政刷新会議とも役割を調整しながら地方主権について具体的な議論をされるというふうにされております。

地方主権という言葉は、政府の説明では中央集権を前提として分権をするのではなく、まず地方ありきで地方で決められることは地方で決めると、政府は地方を重視した姿勢を示すもんだと受けとめられておりますし、そうした予算措置なども今回行われたというふうに理解をしとります。私としても、一方的に国が地方に押しつけるんではなくて、地方に意見を十分踏まえて具体的な改革をしていくっていうことが大変大事だと認識をしているわけであります。今後、国と地方の協議の場が法制化されることになっておりますから、そういう場を通じまして、国と地方で十分議論を調整して、地方にとって望ましい改革になるように働きかけていきたいと思っております。

他方で、地方といっても、最近、私は非常に感ずるわけですけども、地方の利害が大きく分野によっては分かれるといったことがあるわけでございます。例えば社会資本の整備が進んだところは一般財源をもらえばいいと、道路特定財源は要らないんだというような主張になる。しかし、整備のおくれたとこではそういう財源がちゃんと整備のおくれたところに来るような仕組みがない

ままでそういうことをやると、かえって整備がさらにおくれることになるといったようなことがありますし、医療の問題なんかでもそうだと思いますね。大都市の大病院にお医者さんが集まる。もちろん、大都市でも大変でしょうが、地方のほうはもっと大変なわけですね。そういう問題を、じゃあ格差がそのままにあるのを前提にして、その条件のもとで、さあ地域のことは地域にいきなさいというふうにやられると、これはもう島根県などはやっていけないわけであります。

つまり、現状を前提にしてすべて地域に任すっていうんじゃ困るんで、やはり地域に任すんならそういう格差に応じた、あるいは整備の状況、いろんな状況に合わせて財源が保障されて地域に任すということにならなきゃいかんわけでありますけども、そういう議論が余りなされていないっていうことに私はいつも知事会などでは言うわけでありますが、大都市部とそういう私ども地方とでは、相当そういう意味で意見が違うだろうと、例えば直轄事業の負担金を、ちょっとそれますが、負担金をなくすというのはもう不交付団体なんかいいわけですね。負担がなくなって交付税はもともと来ないわけですから、それは負担の軽減になるけども、しかし直轄負担金が来ないと全体の直轄事業が少なくなるといった問題もあるわけです。そうなると、いろんな利害が出てくるということでございまして、こういう問題にもよく注意しながら、国と地方との関係を私どもは考えていかなければならないと考えているところであります。

それから、農業について２点質問がございました。

１つは、農業の持つ二面性、産業政策としての農政、それから地域を守るっていいますか、地域政策としての農業、その面についてどう考えるかということでございますが、議員も御指摘になったように、どちらにウエートを置くべきか、その中間でどこにはかりをとめるのか、そこら辺はやはり国民の意見をよく聞く、あるいは地方のよく意見を聞いて決めていくということが大事ではないかと、そういう意味で適切なバランスをとっていくっていうことが大変大事なことではないかと考えております。

それから、今回の戸別所得補償政策等の農政転換に関連して、構造政策推進の観点からどう評価すると、議員は構造政策ということを今これまで進めようとしてきた農地を集約して大規模農業経営を形成して、コストを下げて国際的にも対応できるような政策と、こうおっしゃっておられて、そういう政策に必ずしも今回の戸別補償制度は合っていないんではないかと、あるいは逆かもしれないというような御指摘だったわけであります。そうした評価も、いろんな議員も紹介されましたけども、国内においてあると思います。

他方で、今度試行的にモデル事業として導入される米の戸別所得補償事業は、農地に着目して 10 アール以下は自家消費として、その上の農地に対して定額の交付金を保証しようということで、どの農地にも、いわば経営安定のための

岩盤のような役割を果たすというのが農水省の説明であり、それは農地を集約するということとは必ずしも矛盾しないんだというような説明もあるわけですね。

さらに、農地集落営農に委託すると 10 アールの控除というのは、広い面積で 10 アールだけになるわけですね、戸別に 10 アールだと全部 10 アール引かれて交付金が少なくなるということがあるわけですけども、そういう効果があるとか、そこはやはりこの制度がどういうふうな影響を及ぼすのか、よく見ていかないとなかなか頭の中だけでは決めにくいんではないかと、私は見ておりますが、いずれにしましても今回は試行的、モデル的な実施であり、いろんな緩和措置もとられておって、23 年度から本格実施ということになっておりますから、23 年度の本格実施に当たりまして、今申し上げたようなことがどういうふうに進むかをよく注視し、関係の農業団体の方々、農家の方々の御意見などもよく踏まえて、適切に対応してまいりたいと考えているところであります。以上であります。

【政策企画局長】

私のほうからは、国と地方の協議の場につきまして２点御質問がございました。お答えをいたします。

１点目は、国と地方の協議の場の事務局のあり方についてでございます。

国と地方の協議の場の法制化につきましては、この通常国会に国と地方の協議の場設置法案が提出される予定と聞いております。

御質問のございましたその事務局の体制でございますが、現在のところ、聞いております範囲では、まだ議論がなされていないということのようでございます。今後の検討事項だというふうに理解をいたしております。

私どもといたしましては、御質問にございました国と地方が対等な立場で臨む協議でありますので、協議の場の運営におきましても、地方が国と対等にかかわって、主体性を発揮して参画していく、そういう仕組みが必要であろうというふうに理解をしております。

それから、２点目であります。法制化に伴います地方の自己改革というお尋ねがございました。

法律案で予定をされております協議の場におきましては、地方六団体の代表がそれぞれの立場で参画をいたしまして、国の側と対等な立場で議論を行いまして、そこでの協議結果が国の政策に反映をされるということになります。したがいまして、当然地方の側にも重い責任が生じてくるものというふうに理解をいたしております。

現実には、先ほどの知事のほうからもありましたが、現在の全国知事会におきましても、都市部と地方部、条件がそれぞれ違うというところからさまざまな意見がございます。それから、県と市町村、あるいは市と町村、これも立場の違いからさまざまの意見の相違もございます。しかしながら、今後こうした形で国と地方双方で政策協議を行うということになりますと、その実効性を上げるためには、やはりできる限り地方全体として意見をまとめるという努力が必要になってくるというふうに思っております。

したがいまして、今後地方団体それぞれ考え方はあろうかと思います。十分に事前に主張をして、議論を行いまして、なるべく意見の集約ができるような、そういう努力が必要になってくるというふうに理解をしております。以上でございます。

【健康福祉部長】

脳神経外科の配置転換についてお答えをいたします。

このたびの脳神経外科の配置転換につきましては、県としても突然の話でありました。この配置転換は、島根大学において県西部の医療をいかに維持していくかという観点からとらえた苦渋の措置であると聞いております。

ただ、私どもといたしましては、いずれにいたしましても、このたびこのような事態が起きたことはまことに残念なことだと考えております。

確かに、大学の状況も厳しいと伺っておりますが、圏域の医療ニーズでありますとか、圏域の地理的状況等をよく考慮していただくように、供給元でありますように島根大学を中心とした医療機関とよく話し合っていかなければならないと考えております。

次に、益田赤十字病院脳神経外科閉鎖に伴う県外連携などの対応についてであります。

益田赤十字病院の脳神経外科閉鎖に伴いまして、手術以外についてはできる限り脳神経内科で対応することとされておりますが、益田圏域においてはクモ膜下出血等の脳神経外科手術が行えなくなるために、これを補完するための受け入れの医療機関と搬送体制の確保が必要となります。この状況を受けまして、先般保健所が中心となって益田圏域の病院、医師会、消防本部、市町村を集めた調整会議を開催をいたしまして、対応について話し合ったところであります。

受け入れの医療機関といたしましては、浜田医療センターとの連携はもとよりでありますが、とりわけ鹿足郡につきましては、今一部でも既にされておるわけですけども、山口県との病院との連携体制の構築が重要であると確認をいたしたところであります。

県として県外医療機関への搬送、受け入れが円滑に行われるように、益田圏域の関係機関と一緒になって、県外病院等と調整を行っていくこととしております。

県といたしましては、圏域の住民の皆さんが益田赤十字病院を中心として、安心して医療が受けられる体制を確保するために懸命に努力してまいります。

【農林水産部長】

農業問題についてお答えいたします。

まず、新しい制度に対して、島根県としてどう向き合っていくのかについてであります。

来年度から始まります米戸別所得補償モデル事業は、標準的な販売価格と標準的な生産コストの差額相当分について補てんするものでありますが、中山間地域等条件不利地域においては、その差額は十分埋まらない、あるいは対象が全販売農家であることから、担い手への農地集積や集落営農の組織化がおくれること等が懸念されていることは議員御指摘にもありましたとおりであります。

しかしながら、本制度においては補てんされる差額相当分は、農家の所得においていわば岩盤をなすものとなって、その農家所得の安定に寄与するものと考えられることから、担い手がこの安定した所得の上に、さらに規模拡大やコスト低減を行うことによって、より安定した農業経営を可能とするということがねらいの一つと考えられるところであります。

また、先ほど知事のほうからも答弁にありましたけれども、対象面積から10アールが自家飯米分として控除されるわけでありますが、これが集落営農になりました場合には、参加する農家の人数にかかわらず、10アールだけでいいというメリットもあるわけでございます。

もう少し具体的に申しますと、集落に10アールの水田を持つ農家が10戸ありますときには、1戸ずつが別々に経営をしておりますと、10戸すべて交付金はゼロとなるわけでありますけれども、これが10戸で集落営農組織を起こしまして、10アール掛ける10で100アールの、1ヘクタールの経営を行おうとしますと、100アールから10アールを引いた90アールが交付の対象となるわけでございます。

単純にこの交付金のお話だけではなくて、集落営農組織をつくれば、当然その規模拡大といったようなことで生産の効率化も進むというメリットも期待されるところであります。

こういったメリットについて、農業者への情報提供を十分行ってまいりますとともに、現在県単事業として地域貢献型集落営農確保育成事業を実施しているわけでありますが、この内容を拡充しまして、集落営農組織の新規設立あるいはその組織の強化というものに対しまして、引き続き支援してまいりたいと考えております。

また、来年度から本格的な実施が想定されてるわけでありますが、集落営農の組織化等をより一層加速化するために、こうした担い手を優遇するような何らかの措置を講じることができないかなどにつきましても、必要に応じて国へ要望してまいりたいと、かように考えておるところでございます。

次に、農業外企業の農業参入に向けた取り組みについてでございます。

農外企業参入につきましては、島根県では 14 年度から財団法人しまね農業振興公社に企業参入促進センターを設置したところであります。その後、17 年度からこのセンターの機能を引き継ぎまして、県が直接企業参入に取り組むため、農業経営課に企業参入促進スタッフを配置したわけでございます。

県独自の活動といたしましては、この企業参入促進スタッフが直接企業訪問あるいは相談に応じるほか、県庁内の関係課や商工団体等との間で連絡調整を行い、さらには研修会の開催などを通じまして、県の内外の企業に対する参入の相談を行っているところでございます。

今後の推進に当たりましては、議員がおっしゃられましたように、改正農地法の施行によって企業が農業に参入しやすい環境が整ってきたことから、市町村はもちろんのこと、包括業務協定を締結しております山陰合同銀行様や県外に配置しております農業参入コンダクターとの連携を図りながら、県内にとどまらず、県外の企業の農業参入への働きかけ、呼びかけもより一層力を入れて取り組んでまいる考えでございます。

また、こうして農業に参入されました企業が地域における農業者やほかの企業との間で連携をして商品開発や販路拡大等を行います場合には、これに対しまして今年度の６月補正予算で措置されております企業参入連携支援事業を引き続き活用しまして、ソフトとハードの両面から支援をいたしまして、参入の促進を図るとともに、参入された企業の農業経営の安定をも図っていく考えでございます。